

正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申し上げます（2016年12月16日）

■第1版 第4刷（2016年2月25日発行）の修正・更新箇所

※第1刷からの修正箇所はhttps://www.yodosha.co.jp/correction/9784758109307_corrections.pdf をご参照ください

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
3章 処方鑑査と疑義照会					
46	17行目	リゾチーム塩酸塩	リゾチーム塩酸塩※	以下の注釈を追加	16/12/16
46	注釈を追加		※ノイチーム®, レフトーゼ®などの医療用リゾチーム製剤は、医療上の有用性が低下したことから、販売中止・自主回収された(2016年3月)。		16/12/16
6章 2. 内用液剤の調剤					
90	右段注釈①の最下行に追加		※注意:ノイチーム®, レフトーゼ®などの医療用リゾチーム製剤は、医療上の有用性が低下したことから、販売中止・自主回収された(2016年3月)。		16/12/16
91	図4注の最下行に追加		※a, bともに2016年3月に販売中止・自主回収①		16/12/16
第10章 2. 注射剤の混合調製					
190	memo		※1の内容に差し替え	平成28年度診療報酬改訂(2017年4月1日施行)に伴い更新	16/12/16
202	memo		※2の内容に差し替え		16/12/16
203	memo(前ページの続き)		※3の内容に差し替え		16/12/16

図表

※1

memo

● 無菌製剤処理料（2016年4月改正）

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射又は植込型カテーテルによる中心静脈注射を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

1. 無菌製剤処理料1（悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者）
 - イ 閉鎖式接続器具を使用した場合 180点
 - ロ イ以外の場合 45点
2. 無菌製剤処理料2（1以外のもの） 40点

● 無菌製剤処理料算定の際の留意事項（抜粋）

1. 無菌製剤処理とは、無菌室、クリーンベンチ、安全キャビネット等の無菌環境において、無菌化した器具を用いて、製剤処理を行うことをいう。
2. 無菌製剤処理は、常勤の薬剤師が行うとともに、その都度、当該処理に関する記録を整備し、保管しておくこと。

● 無菌製剤処理料の施設基準（病院）

1. 無菌製剤処理料の施設基準
 - イ. 病院であること。
 - ロ. 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有していること。
 - ハ. 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
2. 無菌製剤処理料の対象患者
 - イ. 無菌製剤処理料1の対象患者
 - ロ. 無菌製剤処理料2の対象患者
 - ① 無菌治療室管理加算を算定する患者
 - ② HIV感染者療養環境特別加算を算定する患者
 - ③ ①又は②に準ずる患者

● 無菌製剤処理料の施設基準（保険薬局）

1. 2名以上の常勤の薬剤師がいること。
2. 無菌製剤処理を行うための専用の部屋（内法による測定で5平方メートル以上）を有していること。
3. 無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えていること。

memo

● 無菌製剤処理料 (2016年4月改正)

無菌製剤処理料については、p.190のmemo参照。

● 外来化学療法加算 (2016年4月改正)

入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき加算する。

イ 外来化学療法加算1

- (1) 外来化学療法加算A 600点 (15歳未満の患者に対して行った場合は、820点)
- (2) 外来化学療法加算B 450点 (15歳未満の患者に対して行った場合は、670点)

ロ 外来化学療法加算2

- (1) 外来化学療法加算A 470点 (15歳未満の患者に対して行った場合は、740点)
- (2) 外来化学療法加算B 370点 (15歳未満の患者に対して行った場合は、640点)

[算定要件]

- ①外来化学療法加算Aは、添付文書の「警告」もしくは

は「重要な基本的注意」に、「緊急時に十分対応できる医療施設及び医師のもとで使用すること」又は「infusion reaction又はアナフィラキシーショック等が発現する可能性があるため患者の状態を十分に観察すること」等の趣旨が明記されている抗悪性腫瘍剤、又はモノクローナル抗体製剤などヒトの細胞を規定する分子を特異的に阻害する分子標的治療薬を、静脈内注射、動脈注射、点滴注射、中心静脈注射などによって投与した場合に算定する。

- ②外来化学療法加算Bは、外来化学療法加算A以外の抗悪性腫瘍剤(抗ホルモン効果を持つ薬剤を含む)を使用した場合に算定する。

● 外来化学療法加算1に関する施設基準

- ① 外来化学療法を実施するための専用のベッド(点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む)を有する治療室を保有していること。なお、外来化学療法を実施している間は、当該治療室を外来化学療法その他の点滴注射(輸血を含む)以外の目的で使用することは認められないものであること。
- ② 化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤医師が勤務していること。

次頁につづく

- ③ 化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。
- ④ 化学療法に係る調剤の経験を5年以上有する専任の常勤薬剤師が勤務していること。
- ⑤ 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。
- ⑥ 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者〔代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で1名以上(1診療科の場合は、2名以上)の代表者であること〕、業務に携わる看護師及び薬剤師から構成されるもので、少なくとも年1回開催されるものとする。

● 外来化学療法加算2に関する施設基準

- ① 化学療法の経験を有する専任の常勤看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。
- ② 当該化学療法につき専任の常勤薬剤師が勤務していること。
- ③ 外来化学療法加算の届出に当たっては、関節リウマチ患者及びクローン病患者に対するインフリキシマブ製剤の投与についても、悪性腫瘍の患者に対する抗悪性腫瘍剤の投与と同等の体制を確保することが原則であるが、常勤薬剤師の確保が直ちに困難な場合であって、既に関節リウマチ患者及びクローン病患者の診療を行っている診療所であって、改正前の外来化学療法加算の算定を行っている診療所については、外来化学療法加算2の届出を行うことができる。
- ④ 外来化学療法加算1の基準の①と⑥を満たす。